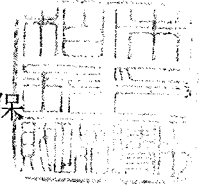


実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏市第357号
平成28年7月26日

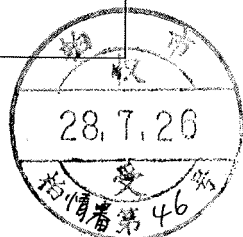
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	①税証明発行事務（市民税課） ②各種証明書交付事務（市民課）
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の概要	①個人の所得証明書、個人・法人の納税証明書・評価証明書等の交付業務を行うもの（柏市手数料条例第2条） ②住民票の写し等各種証明書の交付
提供する保有個人情報の項目	①個人（法人）の納税義務者、特別徴収者に係る ・合計所得金額及び内訳並びに収入金額 ・所得控除の合計額及び内訳 ・市民税額及び県民税額及び内訳 ②市民に係る ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・世帯主及び世帯主からの続柄 ・本籍並びに国籍に関する事項 ・住民日及び住定日並びに届出日 ・前住所
保有個人情報の提供先	千葉県
保有個人情報の提供先における利用目的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条及び31条の規定により、措置入院者の入院費用徴収額認定に利用するため
提供しようとする理由	上記事務の実施に、当該情報の利用が必須であり、加えて、本人同意等の他の手段による取得が困難と認められるため
担 当 部 署	①財政部 市民税課 ②市民生活部 市民課
備 考	



○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(昭和二十五年五月一日)

(法律第二百二十三号)

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
- 4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

(昭四〇法一三九・昭六二法九八・平七法九四・平一一法一六〇・平一五法一一九・平一八法九四・一部改正)

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第二十七条、第二十八条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定す

る指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれがある著しいと認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。
- 3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。
- 4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(昭四〇法一三九・追加、昭六二法九八・平七法九四・平一五法一〇二・平一八法九四・一部改正)

(費用の負担)

第三十条 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

- 2 国は、都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。

(昭三六法六六・昭四〇法一三九・平元法二二・平七法九四・一部改正)

(費用の徴収)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができることを認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(昭四〇法一三九・一部改正)

第三二条 秘密漏えいに関する罪

六九〇

〔秘密漏えいに関する罪〕

第三二条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

〔趣旨〕

地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において納税義務者等の行う申告又は報告により、あるいは質問検査権を行使することによって、私人の秘密を知り得る地位にある。これらの者自身が私人の秘密を知ることとは、地方税の賦課徴収に必要であり、やむを得ないこととして私人は受忍しなければならぬが、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは地方税の賦課徴収に必要な限度をこえるものであり、人権に対する侵害となる。本条は、このような人権に対する侵害が現実発生することを防止するため、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合の罰則を規定したものである。

本条で保護しようとする秘密はあくまでも納税義務者等の私人の秘密であり、地方団体のその行政運営上の秘密、いわゆる公の秘密ではないとされている。なお、公の秘密及び私人の秘密の双方を保護するための措置として、地

方公務員法第三四条（秘密を守る義務）並びに同法第六〇条及び第六二条（罰則）の規定がある。

〔解説〕

一 秘密漏えいに関する罪

1 主体

秘密漏えいに関する罪の主体となりうる者は、①地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは②租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は③地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者である。

この秘密漏えいに関する罪の主体の範囲については、平成二三年度改正で国税において行われた範囲の拡大及び明確化にあわせて、地方税においても同様の改正が行われている。改正前の規定では、この主体は「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者」とされ、その意義については、賦課徴収に関連した調査に限られず、不服申立てに対する審査上の調査、犯則事件における調査なども含まれるものであり、その対象も本税に係るものだけでなく、その附帯金に係るものも含まれるものと解されていたが、その範囲が必ずしも明確ではなかったことから、不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査がその意義に含まれることを明文で規定することとされたものである。また、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査についても、明文で規定された。さらに、それまで本条の対象とはされていなかった地方税の徴収事務についても、これを守秘義務違反の処罰対象に含めることにより、広く地方税の調査事務や徴収事務等に従事する者に対し、地方公務員法よりも加重された守秘義務違

反に対する罰則を科すこととされたものである。

なお、その態様は、質問検査権の行使により、税務職員が、現地に行つて知り得る場合ばかりでなく、納税義務者等から口頭で告知される場合、納税義務者等が提出した申告書の書類を審査して知り得た場合等がありうる。

「従事している者又は従事していた者」とは、右のような地方税の調査又は徴収等に関する事務に現に従事している者又は過去において従事していた者をいう。この場合、それらの事務に従事していることが、正当な職務権限によるものであるか否かは問題ではなく、事実上、それらの事務に従事していれば、私人の信頼保護等のため、本条の罪の主体となりうるものである。

地方税の調査事務に従事する者としては、地方団体の税務関係職員はもちろん、第七二条の六三（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）、第一四四条の三八（総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）及び第三九六条（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）の規定に基づいて調査事務に従事した総務省の職員もこれに該当する。また、徴税吏員であるとそれを補助する職員であるかを問わない。なお、在職中はもちろん退職後も秘密の漏えいや窃用があれば、本条に該当することになる。

なお、実際に申告書等を受け付け、又は、質問検査権を行使した者のみならず、これらの者とともに地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事している者はすべて該当するものである。

2 事務に関して知り得た秘密

「秘密」とは、一般に知られていない事実であつて、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいう。

「利益」とは、相当の利益でなければならないが、経済的利益である必要はない。また、本人にとつて、主観的に相当の利益がある場合であつても、一般人が本人の立場に立つて合理的に判断した場合に、利益と考えない場合には、相当の利益は存在しない。

「事務に関して知り得た秘密」とは、地方税の調査事務等の対象事項であるため、税務職員が知ることができた収入額又は所得額、課税標準額、税額等私人の秘密のほか、調査事務等を行うことに関連して知り得た私人の秘密も含むものである。したがつて、職業、家族の状況等も地方税の調査事務等に関して知り得た場合には、本条の「秘密」に含まれる場合がある。

3 秘密の漏えい

「秘密を漏らし」とは、秘密事項についてそれを知らない第三者にそれを告知することである。告知の方法については、口頭であると書面であるとを問わない。また、不作為によつて秘密をもらすことも、これに当たる可能性がある。たとえば、人目につきやすい机の上に秘密事項を記した書類を置いて放置し、第三者が読むにまかせた場合は、これに該当する。他言を禁止しながら第三者に告知するのも、秘密を漏らしたことになる。

「窃用した」とは、地方税の調査事務等に関して知り得た秘密を、自己又は第三者の利益のために利用することである。

4 他の法令との関係

本条は地方税の調査事務等に関して知り得た秘密を漏らした場合の罰則を規定することにより私人の秘密を保護することとしているが、どのような場合に漏えいが違法であるかについては、その秘密の漏えいが、実質的に全体としての法秩序に反するかどうかを個々の場合に検討しなければ結論を出し得ない。その秘密の漏えいが本条

の構成要件に該当するとしても、実質的に全体としての法秩序には反しないとされる場合は、違法性が阻却され、本条に規定する犯罪は成立しないこととなるからである。問題になることが多いのは、他の法令に資料請求権等が規定されている場合である。

守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体的状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行つたうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。

以下、他の法令に資料請求権等が規定されている例について検討すると、次のとおりである。

(1) 地方公務員法第三四条第二項及び第三項

地方公務員法第三四条第二項及び第三項は、職務上の秘密について、秘密事項の開示の手続を定めている。つまり、法令による証人、鑑定人等となつて、職務上の秘密を發表する場合には、任命権者の許可が必要であり、この許可については法令に特別の定めがある場合を除くほか、拒むことができないこととされている。法令による証人、鑑定人等となる場合には、民事訴訟法第一九〇条及び第一九一条、刑事訴訟法第一四三条及び第一四四條、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第一条及び第五條、地方自治法第二〇〇条があり、任命権者が、發表の許可を拒否できる特別の定めとしては、刑事訴訟法第一四四條ただし書、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五條第三項及び第四項、地方自治法第一〇〇條第四項及び第五項がある。したがつて、たとえば、地方自治法第一〇〇條の規定に基づき、職務上の秘密にかかる事項について議會から証言等を求められたときは、その証言等が公の利益を害するものかどうかを判断して、その要請に応ずべきものか否かを決する

こととなる。

したがつて、地方税法第二二條の「秘密」のうち職務上の秘密に該当するものについては、地方公務員法第三四条第二項の許可を受けた場合には、本条の守秘義務違反の罪に問われることはない。

(2) 公営住宅法第三四条等

(ア) 公営住宅法第三四条

公営住宅法第三四条の規定は、その文面上は事業主体の長の権限を規定しているにとどまるが、その実質において入居者に対して事業主体の長の求めに応じて報告をなすべき義務を課したものと考えられ、したがつて、同条に規定する措置に関し必要と認められる限りにおいては、入居者の収入の状況は事業主体の長に対する関係においては秘密であつてはならず、むしろ事業主体の長に知らせなければならないものであるといえる。また、同条は、官公署に対しても、別段の公益上の理由がない限り、事業主体の長の行う公営住宅の入居者の収入の状況の調査に協力すべき義務を課したものと考えられる。そこで、公営住宅法第三四条の規定は、本条に規定している「その事務に関して知り得た秘密」に該当するものを地方団体の長が公営住宅の事業主体の長に閲覧させることを許容する趣旨のものと考えられ、この場合には、本条に規定する犯罪は成立しない（後掲通知2参照）。この行政実例は、他の行政機関への税務関係情報の提供について、法律の定めにより、①当該他の行政機関に対して本人が報告を行う義務があるため、本人にとっては、当該他の行政機関にその情報が伝わることは「秘密」として保護されるべき位置づけにならないものであり、かつ、②当該他の行政機関が地方税務部に對して、「官公署への情報提供請求権」の形で請求を求めることができる、という場合には、本条の守秘義務違反の罪は成立しないことを整理したものであり、基本的なメルクマールとなるものといえる。

(イ) 国民年金法第一〇八条

国民年金法第一〇八条においては、社会保険庁長官（平成二年の日本年金機構法施行後は、「厚生労働大臣」又は同法の規定により厚生労働大臣の権限に係る事務の委任を受ける「日本年金機構」となる。以下同じ。）は、官公署等に対して必要な資料の提供等を求めることができる旨の規定がある。これに基づいて市町村の税務部局に対して所得情報等の提供が求められた場合については、同法第一〇六条の規定により社会保険庁長官は、必要があるときは、被保険者に対して、資産や収入に関する書類等の提出を命ずることができることから、国民年金の被保険者の収入等の状況は、厚生労働大臣又は日本年金機構との関係においては秘密ではないと解されるため、厚生労働大臣又は日本年金機構からの国民年金法第一〇八条に基づく情報提供の求めに対して市町村が所得情報等を提供しても、本条に規定する犯罪は成立しないものと解される。

(ウ) 道路交通法第五一条の五第二項

道路交通法第五一条の五第二項においては、各都道府県公安委員会は、官庁、公共団体その他の者に対して同法第五一条の四第一項の規定により放置車両確認標章を取り付けられた車両の使用に必要資料を照会することができる旨の規定がある。これに基づいて市町村の税務部局に対して道路運送車両法上の原動機付自転車及び小型特殊自動車（原動機付自転車等）の使用者関係情報の提供が求められた場合については、同法第五一条の五第一項の規定により車両の使用、所有者その他の関係者には公安委員会へ必要な情報を提出する義務が課せられていることから、原動機付自転車等の使用者関係情報は、両者の関係においては秘密ではないと解されるため、公安委員会からの道路交通法第五一条の五第二項に基づく情報提供の求めに対して市町村が原動機付自転車等の使用者関係情報を提供したとしても、本条に規定する犯罪は成立しないものと解される。

（後掲通知3参照。）

(ニ) 森林法第一九一条の二第二項

森林法第一九一条の二第二項においては、都道府県知事及び市町村長は、関係する地方公共団体その他の者に対して森林 所有者等の把握に必要情報の提供を求めることができる旨の規定がある。これに基づいて市町村の税務部局に対して固定資産課税台帳に記載されている一般に公開されていない情報（登記簿上の名称・住所などの情報と、現況が異なっている場合の現所有者・住所などの情報等）の提供が求められた場合については、同法第一〇条の七の二第一項の規定により新たに地域森林計画の対象となっている民有林の土地の所有者となった者には市町村長へ所有者となった旨を届け出る義務が課されていることから、当該情報は両者の関係においては秘密ではないと解されるため、都道府県知事及び市町村長からの森林法第一九一条の二第二項に基づく情報提供の求めに対して市町村が固定資産課税台帳に記載されている一般に公開されていない情報を提供したとしても、本条に規定する犯罪は成立しないものと解される。

(ホ) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成三年法律第五六号）附則第二十七条

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成三年法律第五六号。以下「地方公務員等共済組合法改正法」）附則第二十七条においては、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「地方議会議員共済会」）は、官公署に対して必要な資料の提供を求めることができる旨の規定がある。これに基づいて市町村の税務部局に対して所得情報の提供が求められた場合については、同附則第二十六条第一項の規定により所得情報の提出を求めることができ、同条第二項の規定により正当な理由なくこれに応じない者に対しては、年金給付を差し止めることができることとされていることから、当該情報は両者の関係においては秘密で

はないと解されるため、地方議会議員共済会からの地方公務員等共済組合法改正法附則第二七条に基づく情報提供の求めに対して市町村が所得情報を提供したとしても、本条に規定する犯罪は成立しないものと解される。

(ウ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二二条第一項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第二二条第一項においては、情報提供ネットワークシステムを経由してなされる情報照会者たる行政機関等からの照会に対しては、情報提供者たる行政機関等は回答しなければならない旨の規定がある。これに基づいて市町村の税務部局に対して所得情報の提供が求められた場合については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は①利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、及び、②利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合、に限定されていることから、当該情報は阿者の関係においては秘密ではないと解されるため、番号法第二二条第一項に基づく情報提供の求めに対して市町村が所得情報を提供したとしても、本条に規定する犯罪は成立しないものと解される。

なお、地方税法上の守秘義務が解除される場合については、個別の事例ごとに保護法益を比較衡量して必要な範囲で情報の提供に応じることが適当であるが、情報提供ネットワークを用いた情報提供について、個別の案件ごとに比較衡量することとした場合、番号制度における関係機関相互の情報連携を効果的に行うことにより、公共的な利益の実現を図るとしている番号制度の目的が十分に達せられないおそれがあるため、番号法第二二条により情報提供者の回答義務が課されているものである。

(3) 弁護士法第二三条の二第二項

弁護士法第二三条の二第二項の規定は、弁護士が受任している事件について、所属弁護士会が公務所等に報告

を求めることができる旨の規定であり、結局、弁護士に委任している私人の利益のための要求であると言いうる。したがって、もし、同条の要請に応じるとすると、公務所等の知り得ている私人の秘密を、他の私人の利益のために利用することとなり、許容されるべきものではないと考えられるので、弁護士会の求めに応じて税務職員がその事務に関して知り得た私人の秘密をもらす場合には、本条の規定の適用があると考えられる。

(4) 刑事訴訟法第一九七条第二項

刑事訴訟法第一九七条第二項は、捜査について、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めており、この規定は、当該照会に対して報告すべき義務を公務所等に課しているものと解されているが、この規定と本条との関係については、前述のような保護法益間の比較考量が必要となる。刑事訴訟法第一九七条第二項に基づく照会にも多様なものがあるが、原動機付自転車の所有者関係情報については、刑事訴訟法第一九七条第二項の照会に対しては、情報提供に応じることが相当であり、本条の守秘義務違反の罪に問われることはない整理されている（後掲通知4及び5参照）。

(5) 民事執行法第一八条

民事執行規則第二三条第五号において不動産に対する強制競売の申立てに際し、債権者は不動産に対して課される租税その他の公課の額を証する文書をその申立書に添付すべきこととされ、民事執行法第一八条第三項の規定により準用される同条第二項の規定においてその証明書の交付を所管の公署たる市町村に求めることができる旨が定められている。したがって、当該債権者の申請に基づき、市町村が当該証明書を交付しても、本条の守秘義務違反の罪に問われることはない。なお、民事執行法第一八条の規定は、担保権の実行としての競売等にも適用があるので、任意競売の場合も同様の取扱いとなる（旧民事訴訟法下における通達として昭三二・一・二三自丙市発第

一六号参照。

(6) 地方自治法第一〇〇条等

地方自治法第九八条(検査及び監査の請求)、第一〇〇条(調査権)、第一〇〇条の二(専門的事項に係る調査)、第一〇九条(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)の規定により、議会等から本条の「秘密」の開示を求められた場合には、議会の審議における必要性と納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等とを総合的に勘案したうえ、特にその要請に応ずべきものと判断したときに限り、開示できるものであって、原則として、開示すべきでないものである。

なお、地方自治法の規定に基づき、議会の求めに応じらるべき旨の判断をした場合であっても、議会に対し秘密会で審議することを要請する等秘密開示について相当な手段、方法を用いるべきことは、当然である。

また、法令において「地方税の滞納処分等の例により処分することができる」とされている地方団体の分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入について、地方団体の長からの督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない場合における当該徴収金の徴収に当たっては、国税徴収法第一四一条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されていることから、当該財産情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられるため、同条の規定に基づく情報提供の求めに対して市町村が当該財産情報を提供したとしても、本条に規定する犯罪は成立しないものと解される。これに該当する徴収金の例としては、国民健康保険法に基づく国民健康保険料(国民健康保険法七九の二条、地方自治法三一条の三・三項)や児童福祉法(児童福祉法五六条二〇項)に基づく保育所保育料の滞納に係る徴収金などがある(平一九・三・二七総務企第五五号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」二(三))。

5 危険犯

本罪は、秘密を漏えいしたり、窃用したりすることによって成立し、その結果納税義務者等に不利益をもたらしただかどうかを問わない。したがって、秘密の漏えいに法秩序の侵害の可能性を認め、それを構成要件として類型化したものである。危険犯といふことができる。また、本罪は、刑法上の秘密漏えい罪と異なり、親告罪(刑法三五条)ではないため告訴がなくても公訴を提起することができる。

二 刑法総則の適用及び罰則等

刑法総則の適用、国税犯則取締法の不適用等については、第二一条の場合と同様である。

本罪の刑罰は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金である。

【通 知】

1 地方税に関する事務に従事する職員の秘密義務について

(昭四九・一一・一九自治法第一五九号
各都道府県知事あて自治省税務局長通知)

標記については、地方公務員法及び地方税法に定められているところであるが、今後は下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられるので、その運用にあたって慎重を期し、遺憾のないようにされたい。

なお、管下市町村に対しても、この旨示達の上、その趣旨の徹底が図られるよう十分に指導されたい。

記

一 地方公務員法第三四条第一項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第三二条の「秘密」とは、これらのもののうち、地